

## 社会福祉法人加東市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人加東市社会福祉協議会（以下「本会」という。）役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬)

第2条 本会役員等の報酬は、別表第1のとおりとする。

2 会長が年度途中で交代した場合は、月割計算によって支給し、重複報酬を支給しない。

### (報酬支給)

第3条 報酬は、毎年3月に支給する。ただし、会長において必要があると認めるときは、報酬を分割して支給し、又は支給月を変更して支給することができる。

### (費用弁償)

第4条 役員が会務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により旅費の額及び支給内容については、加東市社会福祉協議会職員等の旅費に関する規程に準じ、費用弁償として旅費を支給する。

### (公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

### 附 則

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分		報酬額
理事	会長	年額 600,000 円
	副会長	日額 6,000 円
	上記以外の理事	日額 4,000 円
監事		日額 6,000 円
評議員		日額 3,000 円